

フランチャイズ契約書

と、 は、弁当販売に関するフランチャイズ契約を、次のとおり締結する。

第1条

本文契約期間は、この契約締結の日から 年(例 10年)とする。但し、更新することができる。

第2条

ロイヤリティー料は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間は、 ヶ月売上金額の %とし、毎月締めの翌月 日払いとする。支払方法は、本部口座に振込むこと。

なお、 年経過後は毎月 円を店舗経営を続ける限り支払うものとする。但し、期間満了後においてはこの限りではない。

第3条

は、下記の事項を履行することを約した。

- 商品仕入に関してすべての面で本部の了解をえ、本部各店合意のうえ仕入を行う。
また、本部で指定する商品については、制約を受けるものとする。
- は、加盟金として 万円本部に納入する。
- 店舗経営に関して本部を中心に指示をあおぎ、管理表は明確にする。
- 店舗改装、特別な新商品、店舗の売買、など上記の事項に違反した場合、本部と協議のうえ適正価格の損害賠償金を本部に支払う。

第4条 本部の責任

- 本店舗の運営上次のとおり最低経営保証を約束する。
 - * 1 ヶ月売上保証、〇〇円(〇日平均〇万円)〇〇日計算
(例(1日平均5万円)30日計算)
 - * 1 ヶ月差益率、〇〇%(例43%)以上
 - * 本部は各店舗を平等に運営(人的、商品的、経営的)し、特に価格面など統一する義務がある。 * 労働人の補充は特に保証する。
 - * 上記に示した事項を履行できずに各店舗が経営不振により倒産した場合、本部が各店の自己資本金相当額を に支払う。
また、その時点での商品在庫、設備備品は本部が受け取る。
人件費、諸経費など一切は本人負担とする。
 - * 店舗経営その他経営に関するノウハウについて、本部が責任をもって提供を行うものとしその対価としてロイヤリティーの支払いを本部が受けるものとする。
- 本部は、別紙規則のとおり各店舗に一致協力し、絶対に足並みをみだすことはしない。

第5条 連帯保証人

* 連帯保証については、各店舗とも 〇〇〇〇 〇〇〇〇 が連帯保証人として一切の債務を履行する。

第6条 (特約事項)

以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

現住所

氏 名 〇〇〇〇

印

現住所

氏 名

印

連帯保証人

現住所

氏 名

印